

徳島県告示第六百二十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第三項の規定により工作物を除却し、同条第四項の規定により当該工作物を保管したので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月十二日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 保管した工作物

工作物の名称又は種類、形状及び数量	名称又は種類	形状	数量	工作物の放置されていた場所	工作物を除却した日時	工作物の保管を始めた日
単管 鋼製階段 ビティ枠 ブレイ ブレス ブイ タイヤ クラシップ 雜木雜材 垂木 歩板 アンチ フロート 木製パレット	五百四個 二十四本 五個 一百二十四本 一式 八本 三十三枚 十九枚 三十一個	三百二十五本 一枚 十二本 一枚 一枚 一枚 一枚 一枚	五百四個 二十四本 五個 一百二十四本 一式 八本 三十三枚 十九枚 三十一個	鳴門市大津町長江地先及び撫養 町南浜地先の一級河川吉野川水 系撫養川河川区域内水域	令和七年十月三十日午前十時から 同月三十一日午前十時まで	令和七年十一月十一日 午後一時

二 工作物の保管の場所

鳴門市鳴門町高島 小鳴門大橋下 資材置場

三 保管した工作物の返還手続

令和八年五月十一日までに、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）が徳島県東部国土整備局鳴門担当に申し出ること。なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用については、河川法第七十五条第九項の規定に基づき、所有者等の負担とする。